

投資信託自動積立サービス取扱規定

第1条（規定の趣旨）

- (1) この規定（以下「本規定」といいます。）は、お客さまと株式会社東和銀行（以下「当行」といいます。）との間の投資信託自動積立サービス（以下「本サービス」といいます。）に関する取り決めです。
- (2) 本規定に別段の定めのないときは、「証券総合取引約款」、「累積（自動継続）投資約款」「特定口座取引規定」「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する規定」「未成年者口座及び課税未成年者口座取引規定」「本サービスの対象となる投資信託の目論見書」等によるものとします。本規定と上記規定の内容が抵触する場合には、本規定が優先するものとします。

第2条（投資信託自動積立サービス）

本サービスは、お客さまが指定する毎月の振替日（以下「指定引落日」といいます。）に、お客さまがあらかじめ指定した購入金額（以下「買付金額」といいます。）を指定預金口座から引落とし、お客さまが指定する累積（自動継続）投資銘柄の投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）を買付するものです。なお、お客様が、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する規定」（以下「NISA 規定」といいます。）に基づき、つみたて投資枠で買付けできる投資信託の銘柄については、つみたて投資枠以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。

第3条（買付銘柄の選定）

- (1) 本サービスで買付できる銘柄は、当行が選定した銘柄（以下「選定銘柄」といいます。）とします。なお、お客様がつみたて投資枠で買付けできる投資信託の銘柄については、当行が別途選定した銘柄のみとします。
- (2) お客さまは選定銘柄の中から1以上の銘柄（以下「買付銘柄」といいます。）を指定し、本サービスの申込みを行うものとします。

第4条（申込方法）

- (1) お客様が、本サービスを開始するときは、当行所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名（又は記名）し、これを当行に提出することによって申込みものとします。
- (2) お申込みにあたって、お客様は「累積（自動継続）投資約款」に規定する累積投資口座を開設するものとします。ただし、すでに開設済みである場合はこの限りではありません。

第5条（買付金額の引落）

- (1) 引落預金口座は、「証券総合取引約款」第4条に規定する指定預金口座に限ります。
- (2) 指定引落日に買付金額を指定預金口座から引落す場合には、当座勘定規定又は普通預金規定・総合口座取引規定にかかわらず、小切手または払戻請求書及び普通預金・総合口座通帳等の提出は不要とし、当行所定の方法で行うものとします。
- (3) 買付金額は1買付銘柄3千円以上1千円単位の金額とします。ただし、お客さまがつみたて投資枠で買付けをする場合には、当該指定銘柄の購入の代価（買付金額から、第6条第6項に規定するお申込手数料及び消費税を除いたものとし、当該手数料がゼロの場合は買付金額と同額とします。）の年ごとの合計額が120万円を超えることとなるような買付金額の指定はできないものとします。なお、つみたて投資枠での買付けは定期的に継続して行う必要があり、1回当たりの買付金額は、原則として「120万円を1

年当たりの買付回数で除した金額」とされています。また、毎月の買付金額は、上記のとおり一定額である必要があることから、毎月の買付金額の上限を超えて先にその年の非課税投資枠を使い切り、非課税投資枠を使い切った後は課税口座での買付けとする取扱いは認められないため、買付金額の上限額は10万円とします。

- (4) 年2回まで、毎月の買付金額にお客さまが指定する金額を増額し、指定預金口座から引落とし、買付銘柄の買付を行うことができます。
- (5) 次の場合には、当該月の買付は一切行いません。
 - ① 指定預金口座が残高不足の場合
 - ② 指定預金口座が総合口座又はカードローン取引口座等で本規定に基づく引落としにより貸越金が発生又は増加する場合
- (6) 指定引落日において、前項の事由により買付金額の引落としが成立しなかった場合は、お客さまへ通知することなく、その月の引落とし及び買付銘柄の買付けを行いません。この場合、買付を行わなかったことにより生じた損害について、当行は責を負いません。また、買付けを行わなかった分については、次回振替日以降も振替及び買付けは行いません。
- (7) 指定引落日に、本サービスを含め指定預金口座からの自動引落としが複数あり、その引落としの総額が指定預金口座の残高を超えるときは、そのいずれを引き落とすかは当行の任意とします。

第6条（買付方法、時期及び価額）

- (1) 当行は、指定引落日においてお客様の指定預金口座から買付合計の引落としが成立した場合に限り、当該金額を当行がお預りし、累積（自動継続）投資約款、特定口座取引規定、NISA規定、未成年者口座及び課税未成年者口座取引規定等の定めに従い、当該買付銘柄の買付を行います。
- (2) 前項にかかわらず、買付銘柄を運用する委託会社が買付の申込みの受付を中止又は取り消した場合は、翌営業日以降最初に買付が可能になった日に買付を行います。
- (3) 指定引落日が当行の休業日に当たる場合は翌営業日に引落します。
- (4) 指定引落日から起算して6営業日目を買付のお申込日とします。
- (5) 買付価額は、買付銘柄の目論見書に定める価額とします。
- (6) 買付銘柄の買付に手数料等（お申込手数料及び消費税）が必要なときは、買付金額から差し引くものとします。

第7条（申込事項の変更）

- (1) 本サービスの契約内容の変更・解約は、当該指定引落日の4営業日前までに所定の手続によって当行に申し出ることにより、行うことができます。なお、変更できる内容は、当行が定めた項目に限ります。
- (2) 当行が本サービスを営むことが出来なくなった場合、当行は本サービスの休止又は解除ができるものとします。

第8条（取引及び残高の通知）

- (1) 当行は、本サービスに基づくお客さまへの取引明細及び残高の通知は、原則として3か月に1回、「取引残高報告書」により行います。また、つみたて投資枠により買付けた投資信託の信託報酬等の概算値が原則として年1回通知されます。
- (2) 前項の規定により、お客様に対し当行よりなされた本サービスに関する諸通知が、転居・不在その他お客様の責に帰すべき事由により延着し、又は到達しなかった場合においては、通常到達すべき日時に到達したものとみなします。

第9条（対象銘柄の除外）

選定銘柄が以下の各号のいずれかに該当した場合、当行は当該銘柄を選定銘柄から除外することができるものとします。

- ① 当該対象銘柄が償還されることとなったとき、又は償還されたとき
- ② その他やむを得ない事情により当行が必要と認めるとき

第10条（本サービスの停止）

当行は、次の各号に掲げる委託会社及び当行のやむを得ない事情により、本サービスを一時的に停止することがあります。

- ① 委託会社が、指定銘柄の財産資金管理を円滑に行うため、その設定を停止した場合
- ② 委託会社の登録取消、営業譲渡等及び受託銀行の辞任等により、指定銘柄の設定が停止されている場合
- ③ 災害・事変その他の不可抗力と認められる事由により、当行が本サービスを行うことができない場合
- ④ その他、当行がやむを得ない事情により本サービスを停止せざるを得ないと判断した場合

第11条（本サービスの解約）

(1) 本サービスは、次の各号のいずれかに該当した場合、解約されるものとします。

- ① お客様が当行所定の手続きにより、本サービスの解約を申し出られた場合
- ② お客様が買付銘柄の累積（自動継続）投資契約を解約された場合
- ③ 当行が本サービスを営むことができなくなった場合
- ④ やむを得ない事由により、当行が本サービスの解約を申し出た場合
- ⑤ 第9条の規定により買付銘柄が対象銘柄から除外されたとき
- ⑥ 一定期間買付銘柄の買付けがなされなかった場合

(2) 前項に定める場合のほか、お客様がNISA規定に基づき、つみたて投資枠に係る本サービスの利用については、次の各号のいずれかに該当することとなる場合は、各号に定める日をもって、本サービスを解約する旨をお申出いただきます。

なお、お客様が当該解約のお申出をされない場合、当行の任意の時期にお客様から本サービスの解約のお申出があったものとして取扱うことができることとします。

- ① NISA規定第18条の規定により非課税口座が廃止される場合：非課税口座が廃止される日

第12条（本規定の変更）

この規定は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規程に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、当行ホームページの掲載又は取扱店の店頭掲示等その他相当の方法により周知します。

附則

本規定は、2025年4月より適用させていただきます。

以上

(2025.4_10253)